

2 産労農水第 1486 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年における大野原島周辺漁場のたかべ刺し網漁業(固定式刺し網漁業)の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 3 年 2 月 9 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

たかべ刺し網漁業(固定式刺し網漁業)

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、たかべ刺し網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、1隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線とによって囲まれた区域とする。
- (6) 漁業時期は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、東京都新島村式根島に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林水産省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村にある者であることとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和3年3月1日から同年3月15日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和3年4月1日から同年9月30日までとする。